

回覧板はよく見て

回覧板

早く回しましょう。

悪質商法にだまされない賢い消費者になろう!!



悪質商法にだまされないための6カ条

次々と新たな手口がうまれる悪質商法等ですが「誰にでもあるちょっとした欲や不安につけこむ」というパターンは共通しています。自分と家族の大切な財産を守るために次のことを心がけましょう。

1 甘い言葉を信用しない!!

「無料でプレゼント」「〇〇に当選した」「必ず儲かります」等々、様々な誘い文句をかけてきますが、そんなウまい話はありません。甘い言葉の裏には悪質なワナが隠されています。



2 不安をあおる言葉にひるまない!!

「このままだと大変…」「法的措置をとる」等、不安をあおる言葉を使うのは典型的な手口、無視することが第一です。

不安な時は…消費生活センター等に相談しましょう。



3 ハッキリと断る!!

あいまいな態度、気弱な態度は相手をつけ上げさせます。

毅然とした態度でハッキリ「NO」の意志を言葉にしましょう。



4 契約内容は書面で確認!!

業者の説明した内容が契約書にきちんと記載されているかをよく確認しましょう。説明と契約書が合っていない時や、契約書の内容がハッキリと理解できない時は契約しないようにしましょう。契約書は大切に保管しましょう。



5 個人情報をもらさない!!

キャッシュカードやクレジットカード情報はもちろん、氏名や住所・職業等の情報も悪用されます。個人情報を記載するのは、確実に信用できる場合だけにしましょう。



6 泣き寝入りしないで相談する!!

泣き寝入りは悪質業者をつけ上げらせ、新たな被害を招くことにもつながります。

「おかしいな」と思ったら、自分一人で抱え込まず早めに相談しましょう。

柏市消費生活センター 相談専用 04-7164-4100

消費者ホットライン ☎188 でも受け付けています。

もしもの
ときは…



耐水
耐水に強い耐水紙を使用しています。

クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売などは、契約書などを受け取ってから一定期間内は、クーリング・オフで無条件で解約できます。

クーリング・オフができる取引と期間

取引	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売 ※キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけたり、チラシなどで電話をかけさせて勧誘・契約	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属などの物品を事業者が消費者から買い取る契約	20日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法や多くのネットワークビジネス	
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	

クーリング・オフの手続き方法

1. ハガキに右記の事項を書く。
2. 控えとしてハガキの表裏ともコピーを取る。
3. 簡易書留・特定記録郵便など郵送した記録の残る方法で販売会社に通知する。



※クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様の通知をする。

〒○○○○市○○○○区○○○○番地

代表者様

株式会社

契約解除通知書

契約年月日 ○○○○年○月○日

商品名 ○○○○

販売金額 ○○○○円

販売会社名 ○○○○株式会社

担当者 △△△△氏

右記の契約は解除します。

支払済みの代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○○○年○月○日

千葉県柏市○○○○氏名○○○○

クーリング・オフができない取引

- 自分でお店に行った場合
- 通信販売
- 自分で業者を自宅に呼んだ場合
- 自動車
- 健康食品・化粧品・洗剤などの消耗品を全部または一部使用した場合……など

※ただし、これらの取引でもクーリング・オフ可能な場合もあります。詳しくは消費生活センターにご相談ください。

柏市消費生活センターでは、こんなこともやっています!!

消費者講座 (出前講座)

柏市消費生活センターでは消費者トラブルの未然防止のため、市民の皆様が主催する集まりや会議等に出向いて事例や対処法についてお話しします。お気軽にご相談ください。



10人~OK!!

こんなトラブルに気をつけて

あいまいな態度につけこみ強引に売りつける

訪問販売 排水管の点検・屋根修理

浄水器・布団など
少しでも話を聞いてしまうと、しつこく粘って帰りません。



相手のペースに乗せられず、必要なければキッパリ断る!!

ウまい話を信じさせるためにあの手この手で…

電話勧誘販売 利殖商法など

「必ず儲かる」等の言葉で、実体の無いビジネスや大きなリスクのある投資を強引に勧めてきます。



別会社を装い、何度かに分けて電話をかけてくる手口も

商品を勝手に送り付けて代金を請求する

送り付け商法 魚介類・健康食品など

注文していない商品に対して支払いの義務はありません。送り付けられても開封せず受け取りを拒否しましょう。



電話等で支払いを要求されても応じないこと

「お試し」のつもりで申し込んだのに…

定期購入 (お試し商法) 健康食品

ダイエット商品など
ネットの通信販売やテレビショッピングで「お試し特価」等の言葉で、定期購入の商品を契約させ、二回目以降に高額の料金を請求してきます。



契約の際は契約内容や解約条件をよく確認!!

突然「ウイルスに感染した」という警告が…

偽セキュリティソフト

ウソの警告で偽セキュリティソフトをダウンロードさせます。※パソコンから警告音が鳴ることも



お金を請求された場合は支払わずに相談を!!

「絶対もうかる」等の言葉で「情報」を販売

情報商材商法

SNS等を使って「簡単に儲かる方法」があると宣伝し入金や情報料等の名目でお金をだまし取ります。



購入した情報に従っても収入には結びつかない

注意 高齢者だけでなく若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。「必ず儲かる」といったウまい話やSNSやネット上の「今だけ」「お試し特価」などの広告を安易に信用しないようにしましょう。

イラスト等の無断転載はご遠慮ください。

制作・サイシン広告